

# 商業帳簿序説

村上秀三郎

- 一 帳簿の由來及目的
- 二 財産表示か成果表示か
- 三 價値記録
- 二
  - 一 企業會計の記録
  - 二 帳簿の必要と效用
  - 三 帳簿の目的と法律的強制
  - 四 帳簿の第二使命
- 三
  - 一 帳簿目的と機能
  - 二 帳簿と勘定
  - 四
    - 一 商業帳簿は複式簿記を前提とするや
    - 二 單式簿記の記帳方法及順序
    - 三 複式簿記の記帳方法及順序
    - 四 取引二重性と等價式
    - 五 單式複式區別の標準
    - 六 會計と簿記
    - 七 帳簿と簿記

## 一 帳簿の由來及目的

一

我商法は帳簿に關し第五章商業帳簿の章下第三二條乃至三六條に規定せるが、右は素より法の或程度簿記の記帳技術を豫定して規定せるもので、以上僅々數ヶ條を以て營業及財産の全般を明白ならしめ得と思ふのは非常なる短見である。故に法文上解釋を許す限りは簿記技術及實際慣行を尊重す可く、否後者によりて前者の解釋を可能ならしめ若くは之が左右せらるゝこと有得可きである。

我國始め諸國多數商業帳簿の規定を設くるが、法は突如として必要もなきに之を命じたのではない、法規定を待つ迄もなく、健全の思慮ある商人は其營業及財産の現狀を知り將來の方針を定むる爲めに何等かの記録をせざるはない。沿革に照らすも商業帳簿は商法以前の産物である。諸國商法の模範立法たる佛國商法典の母法たるルイ十四世の勅令以前遠く第十三四世紀の頃既に帳簿の萌芽を見る。凡て商人は營利的活動を其本性となし、必ずしも資本及財産所有を前提とするものではないが、實際上業種規模に由り程度の差こそあれ若干の財産なきはない。而も之は資本主義經濟の進展に伴ひ其重要性を増大し、今日商的活動上缺く可からざる要素たるに至り、尙進んでは他人（借入）資本をも動員して企業に投下し、結局總結果に於て最大の金錢的餘剩價値を獲得す可く企圖するものである。

## 二 財産表示か成果表示か

帳簿は本來或企業單位の企業成績確知の爲めに發明實行せられたものであるが、實は作成者本人自身の利便に止まらず、債權者及一般公衆の利害に緊密の關涉あること夙に看取せられたる所である。

Sie liegt im eigenen Interesse des Kaufmanns, seiner Gläubiger u. Schuldner, des Staats (public interest) (L. Goldschmidt, System des Handelsrechts 2te Aufl. S. 98)

商人が帳簿を具へ取引を洩れなく記録せしめんとするは、財産の状態を明かならしむる爲めなること言ふ迄もないが、同時に亦之に依て其期の營業成果確知 *Erfolgsermittlung* を期待するものである。元來商人自身に取り帳簿作成第一目標 *ziel* は言ふ迄もなく、投下資本が如何に有利に活用せられ如何なる營業成績を擧げたるかを知るにある。簿記發明の動機亦茲に存するが、帳簿の法制化されたるは商人自身にとり寧ろ第二義的なる財産状態を外界より(客觀的に)確知する方法たる點に基くのである。換言すれば商業帳簿の沿革に照らし、又經營經濟的立場より成果計算の職能が帳簿の第一義たるに不拘、法律制度としては債權者並に公衆保護を主眼とし、先以て財産表示たるを要求せらるを見るべし。此故に商業帳簿は第一に此法律上の要請を充すものでなければならぬが、法律規定に背反せざる限り、帳簿本來の機能たる成果計算の實を擧げしむ可きは當然の事理である。單に法律的規矩外形に適合す可く汲々たる如きは、魂無き拔殻を擁して以て能事足りとなすものに外ならぬ。

### 三 價値記錄

(1) 然らば帳簿作成の目的如何 商人は帳簿を備へ財産に影響を及ぼすべき一切の事項を記入す可く而も其れは商取引 *des operation commerciales* に依るに限らぬ。贈與相續若くは單なる外界の事象にても苟も商人の財産状態に變化を與ふるものを餘す所なく記入す可きである。(Lyon-Caen, *Traité de droit commercial*, tome premier, no 292)

(2) さればとてフェルデルンドルフ説の如く日々の取引事項を克明に日付順に記録するを以て足るものでなく。帳簿の證據資料たるは間接の副産物たるに過ぎなく。 *die schriftliche Beurkundung alles dessen, was im Geschäftsgeschieht, heisst man die kaufmännische Buchführung* (Völdendorff, in *Endermann's Handb.* I, S. 283) ② 尙帳簿

は必ずしも權利義務の發生消滅其儘の寫像でもない。帳簿は財産的價値の變動 *Wertbewegung* を捉へて記録するのであるから、法律上の權利關係の變化と必然的に合致するを保し難い。又帳簿上に於ては各財産物件は單に *Wertträger* として財産的變動は *Wertverschiebungen* としてのみ意味があるのである。而已ならず極論すれば財産及其變動記録其物も商人本來の目的に非ず、商人營業上の眞目標は成果計算であり、財産變動の記録は成果計算の手段として其意味があるのである。約言すれば商人の帳簿記入の眞體は成果計算の見地より財産状態及財産的變動を記録し且財産要素を収益能力に從て判斷を下すにある (*Wieland, Handelsrecht Bd. I. S. 297*)。されは法律は財産の價値的變動の記録を命するが、之は經營經濟上の目的たる成果計算と別のものであつてはならぬ。結局二者は一に歸着せしむるが帳簿法制の理想でなければならぬ。

此故に貸借対照表及財産目録上の財産項目に付ても、營業全體に着目して總體價値 *Einheit des Wertes* として考察す可く、各項目を個々に解體して個別的の取引價格に依る可きでない。所謂主觀的營業價値説 *Subjektive Geschäftswerttheorie* の基く所以である。凡そ法律上の權利關係は直に以て帳簿上の財産又は負債に移さるるものでない。權利義務に非らず財産價値有無の問題である。從て法律上權利たるに熟せざる得意先 *Kundschaft* 營業秘密 *Geschäftsgeheimnisse* と雖客觀的に價値を測定し得る限り、事實上の財産として帳簿計上能力あるものなる (*Wieland, S. 300*)。

29  
右理論は舊時の簿記學に於て當然のこととし何等考慮を拂ふ所がなかつたが、此理想と現實とは相當の懸絶あり、果して矛盾なき統一概念を樹立し得可きや、實に簿記及會計理論の起點にして且終點たりと云ふも敢て誇張でない。所謂動的貸借対照表論及靜的貸借対照表論の岐るる所であり、又有機動的貸借対照表論が兩者綜合方法として案出せら

30  
れたる理由である。

或は帳簿の財産表示たると成果計算目的たると矛盾するものとして其調和を斷念し、殊に財産目録と貸借対照表とを別異の價值標準に委するものがあるが、斯の如きは之等と元帳との有機的關聯乃至簿記其物の統一機構を度外視するもので帳簿本質を正解せざるものである。

## 二

### 一 企業會計の記録

商業帳簿は營業に關する會計廣くは企業會計に屬する。帳簿の本來の性質は商人の財産狀態及其變動を記録して營業的活動の指針を與ふるに在る。營業の種類により簿記上商業簿記、銀行簿記、工業簿記等を分つが、何れも企業の會計にして、營業及營業財産に關せざる家計經濟を記録するものではない。又企業に屬せざる官廳の收支を司る官廳簿記とも異なる。差異の生ずる根本は企業經營の成果を計出す可きや否やに存する。

帳簿の實體は過去より現在に至る財産的變動の數字的價值的記録であり、將來の收益狀態の豫測を可能ならしむる手段たるにある。されば營業者其人の會計又は家計より分離したる營業（企業）自體を對象とせねばならぬ。此點法人たる會社に付疑義はないが個人商人に付ては若干食違を生ずる。即ち

一、帳簿に營業財産のみを記載す可きや營業と關係なき私用財産をも記載す可きや否や。

二、帳簿上所謂費用中には營業に關せざる家計費をも含むや否や。

前者は財産目録及貸借対照表に記載す可き財産の種類及目的物如何の問題であり、後者は商法條文に所謂日記帳に記載す可き費用項目の問題である。

## 二 帳簿の必要及效用

簿記及帳簿の必要は必ずしも商人に限らず、一般人と雖も金錢的收支及自己の財産状態の變化に付緊密の利害を感じるものであるが、特に商業は營利獲得自體を目的とするものなれば商人にとり基本的要件とも云ふ可きものである。元來商取引は其開始より終了迄相當の時日を要するを普通とし、時に數年月關係の連續すること稀なりとせず、就中複雑廣汎の取引行はるゝ所精確緻密の帳簿に依らざれば錯誤若くは争訟頻出して到底圓滑の營業を持續することは出來ない。右は商業以外の他の企業に付ても殆ど同様であつて、自己の企業及財産と他人の企業及財産との分界を定め、企業進展に伴ひ財産各部分に隨伴して生起す可き形態及價值の變動に對し適切正確なる管理を行ひ、以て財産現況及企業成績の根源を知り、營業を確實なる計算的基礎の上に置くに依て恒常的營利を期し得べく、且帳簿本來の使命としては第二義的ではあるが、債權者並第三者に對する責任關係を明白にすることが出来る (Sohar-Pfion, Buchhaltung und Bilanzen, 6te Aufl., S. 333)。或は簿帳若くは會計の必要を航海術に譬ふるものあり (高瀬博士會計讀本一頁)、即ち會計は航海術の如く航海術を知らざるも航海は可能なれど、最短時間に最も經濟的に又最も安全に目的地に到達する爲めには航海術に熟達せねばならぬ。會計簿記を知らざるも營業は可能であり又會計技能自體營業利益を増殖せしむるものでなく、反對に其不熟練は必ずしも直に損害原因をなすものではない。併し會計は損益の由て來る原因を明らかにし、將來の損失を豫防し利益増殖の方策を樹立する基準たるものである。會計に依らずんば眞の營業損益と偶發損

益と又恒常的損益と一時的損益とを判じ難く、結局確實なる企業目標を定むるを得ず、營業基礎頗る脆弱不安定なるを免れない。信頼すべき過去の記録なく、進んで緻密なる將來の計劃を立てず、只營利追求に盲進するは航海日誌を備へず螺針盤も用ひずに大洋を航海する如く、何時不慮の覆没を豫期し難く、現代の經濟的合理主義と相容れない。

斯くの如く帳簿の用は理論的又發生的に營業者の爲めの企業上指針を與ふるにあつて、他の帳簿目的若くは使命は實は附隨的若くは第二義的のものに過ぎない。法は帳簿の作成を命ずるも、一般には所謂不完全規定にして命令違反に對して何等制裁なく(會社は別記)破産の場合多少の不利を招くのみ。一般商人が斯る異例の爲めの準備として悉く帳簿を用意して記帳義務を盡すと見るが如きは迂濶極まる觀察であつて、彼等商人をして進んで帳簿を作成せしむる動因は、帳簿作成が法律上の義務たるが爲でなく、營業遂行の爲めの事務的必要に基くものたること極めて明白である。而已ならず整備せる帳簿は作成者たる本人に對する社會的信用を増大せしむる所以であり、結局何れも利益的衝動に基くものといふ可きである。(Völsendorf, in Endemann's Handb. Bd. I, S. 234 ff.)

motio : die Buchführung ist die untrügliche Richter in der Vergangenheit, die notwendige Führerin der Gegenwart und die zuverlässige Ratgeberin der Zukunft jeder Unternehmung (Schär-Prion, Vorwort zur ersten Auflage.)

### 三 帳簿の目的と法律の強制

會計の必要は同時に其手段たる帳簿の必要である。右は必ずしも商業帳簿に限るに非ざるも、商取引は頻繁複雑にして實際上殊に之を必要とする。元來商業帳簿なるものは商業の勃興と同時に案出せられ、信用制度の普及發達に伴ひ跳躍的進歩を遂げ、複雑精緻の今日の機構を形成するに至つたのである。換言すれば現時の商業帳簿は家計より分

離せる獨立企業會計の記録にして、言はゞ企業を生命ある一體として其の合理的經營により最少勞費による最大營利を獲得せんとする努力の成果を確知せしむる爲めの計算技術的機構に外ならぬものである。

然らば帳簿を法律上の制度として營業者に作成義務を命ずるのは如何なる理由に依るか。帳簿が如何に營業者の會計指針として必要なりとするも、之畢竟個人的利益の問題で敢て法の干涉を要せざる所であり、事實又營業者の自由に委せて居たのである。然るに第十七世紀末商事勅令以後、諸國法を以て各營業者に記帳を命じ形式及方法を定め、時に罰則を課して迄之を強制するのは別に理由がなければならぬ、茲に帳簿の第二使命が存する。

#### 四、帳簿の第二使命

第一に債權者及第三者に對する關係である。營業者の帳簿が整然明瞭たるは一見財政狀態及支拂能力を明瞭たらしめ債權者及將來債權關係に立つ可き第三者の利益に重要關係あるは當然である。殊に大企業に於て取引關係廣汎複雑且各企業相互有機的緊密を加ふるにより、一企業の破滅は幾多牽連企業の運命を左右すべし。之れ各會社に帳簿作成義務を強制し罰則を以て臨む主要理由である。

第二に企業規模の擴大せられたる今日、企業の盛衰は營業主一人の利益に止まらず、企業内部の多數の従業員の生活問題である。資本金増大經營の集約により一企業内部に包擁せらるる従業員及家族數は巨大なる數に上るを常とする。獨法上 Betriebsratgesetz に基き Betriebsräte 經營貸借對照表の要求せらるゝに見るも其一斑を推知するを得る。更に複數人により經營せらるる組合企業及會社組織の下に於ては、構成員相互の利益關係異なる故に、資本及財産の構成、利益の分配方法其他企業内部關係の調整（殊に構成員の脱退加入に關聯し）の必要は對外關係の其れに比し

て敢て劣ることなく、金額及人数に於ける必ずしも軒輊する所なきものである。

第三に各企業の健全なる發達は結局國民經濟全般の利害に關し一國經濟力の消長に影響する。

第四 以上の外行政上の目的及税法上の理由を附加し得るものである。

(註一) 此帳簿の第二使命を完全に果さず可く嚴重の干渉規定を設くるも、商人活動を阻害する程度に及べば到底完全に遵守せらるゝものでない。飽迄第一使命は商人其人の爲め財政状態を明かならしむるものなることを念頭に置かねばならぬ。  
Lyon-Caen, I. p. 356)

(註二) 近代會社企業の異常なる發達に伴ひ營業收益税算出の基礎として貸借對照表の重要性は愈重加せらるゝに至つたのである。(R. Passow, d. Bilanzen der privaten u. öffentlichen Unternehmung n, Bd. I, S. 12)

### 三 商業帳簿の機能

#### 一 帳簿目的と機能

然らば叙上帳簿目的を達せしめんが爲めには、帳簿は如何なる機能を保有せざる可らざるや、ヴィーランドは記帳の窮極目的の具體的實現方法として一、一定營業期に於ける企業の總成果との關聯に於て總財産の開示 Aufweisung des gesamten Vermögenstandes, verglichen mit dem Gesamterfolge d. Unternehmens 之に依り營業純損益を確知する。二、は個別的収益能力 Rentabilität 測定の觀點よりする各個財産の開示。三、營業の清算能力 Liquidität の開示、即ち資産及負債の對照に依り其負擔に屬する信用と支辨能力(手段)との關係を明かにすること (Wieland, S.

299, 野津博士商法總則帳簿の具體的使命二八三頁に説く所略同じ)。以上三機能を擧ぐるも餘り適切でない。曩に吾人の述べたる帳簿目的と比照せんか、既述第一目的を達するには先以て營業財産の成果を知る必要あり、損益測定を可能ならしむるものでなければならぬ。第二以下の目的を達する爲めには、商人の資産負債を洩れなく記入して眞實の財産状態を債權者又は第三者若くは稅務當局等外部より容易に之を判斷し得るものたらしめねばならぬ。之が爲め財産状態に影響を及ぼす事項は營業内部より出すると外界事由たるを問はず、一切の事象を擧げて數字的價值的に把握し、簿記技術の約束に従て整頓記録せねばならぬ。

(註) 帳簿が之等諸種の目的若くは使命を有することは古くゴールドシュミット等に依て認識せられたること之亦曩に一言せざる如くである。(Goldschmidt, System, S. 93)

其後レーム貸借對照表論序論に於て貸借對照表法定義務の根據として論ずる所略、其揆を一にする (Rehm, Bilanzen, Vorwort S. 1) 然るに眞の財産状態を嚴正に開示することは實際家は健全財政の見地より實行せず、理論的特別の根據なき時價以下主義を採用するを常とするのみならず (所謂三流以下の事業家は別として)、進んで會社法に於ては眞實状態を示すを禁ずる奇觀がある。即ち改正商法第二八五條は一部時價以下主義を採用し、營業用固定財産及取引所の相場ある有價證券に付時價値上りの計上を許さず、價格の昂騰が客觀的に明白なる場合と雖も然りとす。斯くの如きは眞實が政策的考慮によりて歪めらるる好例といふ可きであらう。

## 二 帳簿と勘定

然らば此帳簿機能を実現する手段は如何。茲に簿記的技巧としての勘定方式及勘定理論がある。凡そ帳簿なるものは取引を年代的に記録するものでなく之を數學的に整備表示せねばならぬ。單に取引事由を記録的に説明するも證據

保全としては格別、到底營業乃至財政状態を明白ならしむるものに非ざること既述の如し。換言すれば有らゆる帳簿は商業社會に慣行せらるゝ簿記法則に依てのみ其完全の機能を發揮し得るものである。商法亦之が豫定の下に種々の規定を設く。眞に理論に合し實際に適合する簿記體系により完全の記帳をなす爲めには、一方經濟取引の實情に深き洞察を要すると共に、他方精確の簿記技術の體得を要し、之等の援助なくしては複雑多端の經濟現象を數字的に統合把握することは不可能事と云ふ可きである。而して所謂複式簿記は固より、進歩したる單式簿記は全ての取引（財産的變動を及ぼす事由）を取引の性質に従て各種の勘定に分ち資本と財産、債權と債務、財産關係と收益關係、利益と損失の如く對立的に計數的均衡を保ちつゝ各勘定に仕譯記入を行ひ、之を元帳に綜合表示せしむるものなれば、簿記の技術的方面即ち記帳の實際に於て勘定科目の設定選擇、記帳方法順序を定むるは最初に留意す可き緊要事である。更に其理論的方面に於て勘定の原理及體系を樹立するは簿記理論の根幹をなすものである。

斯くの如く帳簿は簿記の技術及理論と離る可からざるものであり、而して其骨子は勘定理論殊に勘定項目の價值的説明に存するものであるから、會計學若くは簿記學に於ける論争の中心點たる勘定理論の概要を述ぶるは無用に非ざる可しと思ふ。

勘定とは借方（通常左側）及貸方（通常右側）の二部分より成る價值計算的記録の形式にして、一方に價値の増加他方に價値の減少を記し、依て以て價値増減の結果を明かならしむるものである。（上野道輔博士簿記理論三四頁）

勘定學說に關する論争を要約すれば、人的勘定説 *Personifikations-theorien* 及物的勘定説 *Materialistische-theorien* の二に分け其各は一勘定系統説 *Ein-konten-reintheorien* 及二勘定系統説 *Zwei-konten-reintheorien* とに分く。

而して人的勘定説は沿革的に先驅をなし勘定を人格化して説明し、凡て取引は人格者相互間の貸借關係なりとの擬人法に依る。

右は初めは金銭の收支に限り、後に信用取引に擴張せられたるものであるが、相手方が當方より金銭又は金銭價值を受取る時、彼は我に對して負擔を負ふ即ち *Soll* (*Debet*) の關係に立つ、反之相手方が當方へ金銭又は金銭價值を支拂ふときは彼に對して我は負擔を生ず即ち彼は *Haben* (*Kredit*) の關係に立つ。何れの場合も常に營業者企業者たる我を標準にし當方より相手方を見て彼は借方又は貸方と名くるのである。此説は初心者には最も腦裡に入り易く、勘定其物を生命ある物の如く看做して説明するものである。而して之は債權者及債務者勘定の説明に其儘適用さるゝは勿論、其他の財産系統の勘定及資本(主)勘定に付ても類推説明し得るものであるが、唯損益勘定の諸項目に付ては甚しく牽強附會に陥らざるを得ない。此意味に於て借方貸方の表現法よりも左側右側の如き無意味の符牒の方却て誤解を防ぐには適當である。(Sohar-Prin, S. 18, Erklärung von Soll und Haben in doppelter Buchhaltung)

反之物的勘定説は全然斯る擬人法に依らず、勘定を如實に物的價值に着眼して理論的の説明をなすものである。

(註) 擬人法に於ては、營業を基本として之を營業主より獨立したる人格視し、全ての取引は之を中心に記帳するものなるが、勿論之は便宜の技術的手段であり營業者が營業と貸借關係に立つが如きは法律上有得可からざる觀念なれば、之に依つて事物の真相を誤つてはならぬ。さればホールドレミットの道破せる如く Prinzip der Personifikation と云ふは過ぎたるもの、實は Prinzip に非ず、一の管驗的説明方法と云ふ可きものである。寧ろ貸借平均の原理こそ簿記理論の根幹をなすものと云ふ可きである。(Dr. H. B. Simon d. Bilanzen der AG u. KGaA, 4te Aufl. S. 65, Anm. II)

## 四

## 一 商業帳簿は複式簿記を前提とするや

簿記は財産の靜態及動態を明かならしむる目的のものなれば、此目的に適合する限り、形式の如何は必ずしも之を問ふを要せぬ。されば東西何國の商法も帳簿作成方法を複式單式何れかに制限する所はない。單式複式の得失は營業種別及規模の大小如何により必ずしも一概に判定するを得ない。單式は複式に比し不完全なるも之を帳簿に非すと云ふを得ざるは勿論、小規模經營には組織及記帳の簡易なる爲め却て實際的として推奨す可きである。

(註) 或は株式會社株式合資會社に於ては、損益計算に依り年度利益の掲記を要する規定に照らし、少くも之等の會社帳簿は複式簿記ならざる可からずとなす説相當行はるゝが (Staub, § 38 Anm. 6 ; S. Aron, die Handelsbücher in ihrer juristischen Bedeutung, Inaug.-Diss., S. 19; Rehm, S. 156 ; Simon, S. 73, 尙贊否兩説に付き同所註二三 參照。) 必ずしも當らぬ。シエアの説く通り單式簿記に於ても斯くの如きは決して不能のことばなす (Schar-Prion, S. 323)。

抑も複式簿記と云ふは取引毎に勘定の借方貸方に同時金額を一對に記入 (即ち複式) せらるゝに由來し、第十七世紀以來商人間慣行となる。之に對して從來の方法を單式と名づけたるものなれば、特に單式なる方法が案出せられたものではない。

帳簿は本來作成者自身の財政に關し其利益の爲めの記録ではあるが、他人に理解し得られざる記載ではない。客觀的に常識ある商人に明瞭に理解し能ふものでなければならぬ。之れ帳簿が他面第三者又は公共に利害關係を有す

る必然の要請である。

## 二 單式簿記の記帳方法及順序

以下記帳の大體の順序を述べ。單式簿記には發達の程度に於て種々あるが、現時の最進歩したる帳簿を標準とすれば記帳の第一段階として取引 *Geschäftsvorgänge* 發生毎に先づ日附順に原簿 *Ur, Grund-od. Vorbücher* に記入する。此原簿は單式に於ては一は現金收支を司る現金出納帳 *Kassenbuch* 他は全て日記帳 *memorial (Prima-Note, Kleide, Merkbuch, Manual, Gedächtnis, Stranzen usw.)* に記入す。(右の内一部分は賣上帳仕入帳(賣買業の場合) *Eink- und Verkaufsbuch* に記入せらるゝ場合あり) 後者は各債權者債務者に分けたる人名勘定 *Personal account* に記入す。之れ即ち元帳 *Hauptbuch* である(人名毎に差引の計算行はるゝ故 *Kontenkorrekturbuch* と稱はる)。

即ち單式に於ては人名勘定を中心として僅に現金勘定(時として其上に商品勘定)が唯一の物的勘定である。之等が繼續的に記入せらるゝ外、他の財産に付ては勘定系統を缺き、期末の財産目録により全財産状態を初めて知り得るものである。斯くの如く單式簿記に於ては財産系統勘定に於て網羅的ならざるのみならず、資本系統(損益計算を含む)の勘定を缺くが故に、期末純財産は財産目録を作成して初めて知る可く又當期の損益如何は帳簿自體では知るを得ず、前後兩期の財産目録の比較に依りて算出せねばならぬ。而已ならず財産的變動は財産其自體の變動に原因するか若は損益勘定の變化に基くかを確知し得ない。即ち單式に於ては純財産及損益は財産目録を作成する迄は一切不明なる譯である。

## 三 複式簿記の記帳方法及順序

複式簿記に於ては現金、商品、債權債務のみならず、企業に屬する全ての財貨を、其經濟的機能の差異に基き各種勘定形式に分類し、此財貨の運動 *Bewegung* 價值的變化を洩れなく記載すると共に（自己）資本及其増減の一切を記入する。即ち財産系統諸勘定 *Bestandkonten* と資本系統の諸勘定 *Kapitalkonten* は正負（積極消極）の對立に於て記録せらる、茲に複式簿記の根柢がある。

（註）資本系統の勘定には原始資本（純資本）と其の後の増減（損益）を含むが、此區別は複式簿記の理論上第二義的である（Solari-Prion, S. 21）。

帳簿形式として原始的記入の仕譯日記帳 *Journal*（若くは日記帳及仕譯帳）及元帳 *Hauptbuch* の二に分つ。複式に於ては取引毎に一方の給付は反對給付を伴ひ相互金額は正負の對立に於て全く一致する。即ち貸借平均（對當價值）原理 *Prinzip der Aquivalente der Gegenwartsrechnung* に立脚し財産的構成及其變動を惹起する事由を全て勘定の形式に於て仕譯するものである。斯くの如く複式簿記上人名勘定と物的勘定を問はず、有ゆる取引は兩勘定の何れかに二重に影響するものと記帳され、次で元帳へ轉記さるゝ順序となるが、此元帳亦單式の元帳と名稱を同じうするも實質を異にし、債權者及債務者の人名勘定は勿論現金勘定其他有らゆる物的資産に關する勘定を記する外、具體的財産に非ざる計算上の勘定、繰延金勘定價值修正勘定並に資本金勘定迄含むものである。之即ち仕譯日記帳より轉記に係る所謂總勘定元帳である（Fischer, in *Ehrenberg. Handb.*, S. 479; Müller-Fitz, *Deutsches Handelsrecht*, 3te Aufl. S. 111）。

斯くして複式簿記に於ては全財産と財産構成分子との關係（負債を含む）財産と資本との關係其増減變化及營業年

度の成果を一目瞭然たらしめ得るものである。此最後の資本系統勘定を含むことは單式簿記には見られぬ特徴であり、個別經濟に於ける財貨價値の循環 *der Kreislauf der Güterwerte* 及之と費用 *Aufwendung* 及收益 *Erträge* の交流作用を價値計算的に且繼續的相關的に把握し、完全に組織系統付けられ、殊更財産計算をなすことなく自動的に損益を算出せしめ得る機構である。單式簿記に於て *Inventar* 棚卸表乃至財産目錄は資本額及損益算出の唯一の基礎たるに反し、複式簿記に於ては棚卸表は元帳物的勘定の計算補正の具たるに過ぎない。總損益勘定に於て借方欄に其期總費用 *Aufwands-dh. Kostenbeträge* 他方貸方欄に全收益 *Erlöse* を記載し、其差額を貸借對照表勘定 *Bilanzkonto* に轉記する故、其期間の純損益は自動的に算出せらるゝ機構である (*Schmidt, a. a. O.*)。

而して右は簿記上幾多の約束の上に立つものではあるが、何等意味なき符號若くは形式の集合ではない。取引の二重性に基き財産及資本の双方に及ぼす作用を價值的數理的に勘定の形式に於て表現するとき、必然斯る處理をなさざる可からざる所に複式簿記の理論上の根據がある。 (*Schar-Prism, S. 19*)

(註) さればライシユククライビヒも其序言に於て簿記及貸借對照表の理解は近代經濟現象を正確に判斷する前提をなすものとする。即ち簿記は其指導原理に基き有らゆる經濟現象を其性質の異同に従つて計算的要素に分類し、且生産と消費又は收入と支出の如く對立的に作用する力相互間の均衡關係を價値計算的に把握し彼は統合整理をなすものである。 (*Reisch-Kreibitz, Geleitwort*)

#### 四 取引の二重性と等價式

右に所謂取引の二重性、積極消極の對立的等價關係は、企業の物的基礎たる資本及財産の等價對立に照應するもの

である。即ち特殊經濟に於て企業者の自ら處分し得る全ての財貨は法律上彼の所有權下にありと見るのであるが、之を經濟的に觀察すれば具體的の交換價值ある物體の集合を以て彼の全財産を構成する。然るに之を其淵源に遡つて觀察すれば、簿記學上資本として財産に對する抽象的支配力の及ぶ限界に外ならぬ。更に右を數理的に處置すれば企業者の所有權（積極財産）は資本と對立等價に立つと云ふことが出来る。Eigentum (Aktiven) = Kapital 即ち  $A = K$  の等價方程式を成立せしむ。或は總財産  $A$  に對して各個財産を  $A', A'', \dots$  を以て現はせば  $A = A' + A'' + A''' + \dots = K$  となる。此故に凡て資本  $K$  の變動は總財産  $A$  の増減に基かざるはない。反之財産變動あるも各財産項目の價值移動に止まり總財産價值  $A$  に變化なき限り  $K$  の變化はない。更に又各財産項目の増減あるも他の財産項目の増減と相殺せらるゝ場合は、總財産  $A$  の變化なく從て  $K$  に變動を及ぼさない。斯くて總財産  $A$  と資本  $K$  とは企業の當初より終了迄常に等價關係に終始する。換言すれば簿記は自己資本と總財産との完全なる等價的對立の記録なりと云ふ可きである。右は自己資本を以て經營する場合なるが、若し資金を他より借入れて營業する場合は、其額は所謂外部負債  $P$  を以て表はされ、前記等價式は企業財産と其淵源との關係に於て次の如く變化す  $A = K + P$  或は自己資本の生産力若くは營業成果測定の觀點より左の如く等價式を變形するを得  $A - P = K$  此詳細は貸借對照表論に譲る。

前述の如く單式に於ても資本額及損益額を算出し得ぬ譯ではないが、其は營業期末に於て財産目録を調整し、積極財産より消極財産の差引によりて初めて純財産即ち（自己）資本を算出し得可く、又營業成果たる損益の有無及高は一營業期間の取引記録自體には現はれず、營業期初の財産目録と營業期末の財産目録とを比照し、純財産の増減により之を算出し得るに過ぎない。而も其如何なる事由に基くかの原因を明白にすることは、單式簿記にては到底不可能

である。殊に最も重要な財産価値の變動 *Veränderung der Vermögenswerte* に由るか、營業損益 *Umsatzgewinn* (bez. *Verlust*) なるかを知り得ないのである (Schmidt, Bilanzwert usw. S. 26)。複式簿記は精妙巧緻の機構を通じ、一營業期間の損益及營業期末の財産状態を其自體の裡に正確明瞭に描出し、叙上單式簿記の缺陷は完全に補完せらるゝ。されはジモンは左の如くゲーテの複式簿記讚美を引用する *Es ist eine der schönsten Erfindungen der menschlichen Geistes* (Simon, Vorwort VI)

以上の趣旨は専らシエアが簿記理論若くは簿記の數學的基礎 *die mathematische Grundlage der Buchhaltung* の説明に基くもので (Schar-Prion, S. 9 ff) 我國で上野博士之を祖述して最も明快適切である。

### 五、單式複式區別の標準

右の叙述は同時に單式簿記及複式簿記の本質的差異を暗示するに十分である。抑も單式簿記は英の *Single entry bookkeeping* 若くは *Bookkeeping by single entry* 複式簿記は *Double entry bookkeeping* 若くは *Bookkeeping by double entry* の譯語である。元來各取引に於て財産變動事由を借方又は貸方の一方に記入するを以て足るや、借方及貸方へ同時に二重記入仕譯せらるゝ可きかの點に着眼して設けられたる區別であるが、此外形上の區別が必ずしも理論上兩者の實質的差異を示すものなるかは實は疑問である。寧ろ單式簿記は財産勘定系統の記録なるに反し複式簿記は財産勘定 *Bestand Konto* (債務を含む) 及資本勘定 *Kapital Konto* (損益勘定を含む) の兩系統の有機的結合たる點に眞の決定的標準を求む可きであらう。(上野簿記研究九一頁以下)

(註一) 單式簿記と一概に言ふも發達の階段に於て種々あり、最も原始的形態は財産目錄 *Inventar* のみなりしも、營業期間

中に生ずる計算記録の必要より、第二期に現金取引、第三期に信用取引即ち人名勘定の設定を見、更に現金以外の物的勘定例へば商品勘定其他の勘定に及ぶ。現今單式簿記といふは此最後の段階に達せる進歩せる單式簿記をいふ。併し茲に至るも資本（自己資本）勘定を缺き、從て亦財貨及費用收益の循環作用を洩れなく組織的に記すること到底不可能であり、同時に諸勘定間の自動的調節機能を缺如せるのである（Schür-Prion, S. 6）。

（註二）複式簿記が正確に純粹の營業成果 *richtige Umsatzerfolg* を算出し得との説明は實は各原價分子 *Kostenteile* の入手（買入）と離脱（販賣）との間に貨幣價值變動なき *Stabiler Währung* の時代たることを前提とするものなれば、此點を考慮に入れざれば眞の營業損益は算出し能はぬものである。之亦他の機會に於て詳述するを要することである。

（Schmidt, a. a. O.）

## 六 會計と簿記

商業帳簿は會計理論に基き簿記技術に依り記帳せらる。即ち帳簿は會計及簿記の物的研究對象である。會計と簿記とは全然同一のものなりや、又は會計は理論的方面の考究を目的とする學にして、簿記は其應用乃至技術を示すに過ぎざるや、更に兩者は全く研究對象を異にするや、議論の岐るゝ所である。法規の定むる所は帳簿内容若くは記入方法に關するもので、原則として簿記技術に依ることを前提して定められたるものであるが、必ずしも常に會計學上の理論と一致するものでない。從て法規成文の字義に拘泥することなく、自由なる會計理論と記帳方式を樹て得るものである。genetisch に論ずれば初め企業記録の實際的必要から簿記の技術興り、次で記帳及仕譯の方法、勘定科目設定、財産評價、損益確定等之に聯關する理論研究が進められ、更に高等簿記學は發展して會計學なる獨立部門を派生するに至る。即ち簿記は記帳技術たると共に、他面學としての理論を有するが、其中の純理論方面は分化して會計學

をなせるものである。唯通俗的には簿記は會計の記録的方面と云ふも大した過りはない。シエアの言を籍れば Buchhaltung 會計學に近いは數學法律及經濟の限界點に立つ學問であり、Buchführung(簿記)は此學を個別經濟 Sonderwirtschaft (營利若くは消費の)に應用して企業指針を與ふる技術なり (Vorwort zur ersten Auflage, Schäfer-Priem) として Buchhaltung と Buchführung とを區別する。大體前者は會計に後者は簿記に該當す可きが、兩語は必ずしも明確に區別し得ない。或は寧ろ共に簿記に近き意味に用ひらるゝことがある。反之英米の accounting は會計 book-keeping は簿記と見て大體正鴻に近い。別に accountancy の語はあるが accountant 會計士の職業に關聯して會計士に必要な學問を指し學問的に會計理論を研究するものとしては accounting である。獨逸に於ては會計理論は主として Bilanz Lehre として論ぜらるゝ所であるが、之は元來商法學者が貸借對照表を中心にして會計理論を研究してきたるに基く。即ち會計學の中心題目たる貸借對照表の本質を研究對象としたるに出で會計學及 accounting よりは狭き觀念である。殊に最近經營經濟學の發達に伴ひ會計學乃至貸借對照表論は其一部門としての地位を與へらるゝ狀況に在る。

概括的の論としては會計學は會計理論の學、簿記學は記帳技術の學と見るを得可きものである。併し會計理論は記帳技術を豫定し且其理論を徹底せしむる爲めには、簿記及記帳技術の約束を籍る必要あり、他方簿記乃至記帳技術を合理化し、基礎付ける理論的研究としては會計學の助に待たねばならぬ。換言すれば前者(會計)は理論を主眼として之を實地に應用し得る範圍内に技術をも研究す可く、後者(簿記)は技術を合理化する範圍内に於て理論をも研究することとなる。

従來學者は簿記技術の研究に専らにして會計の科學的理論を看却せる傾きあり、近時漸く此缺陷に眼醒めて劃期的の進歩を遂げたるを見る。商法上問題とする簿記は個別經濟に於ける企業簿記に外ならぬ。所謂企業は營業利益獲得の手段であつて、其組織及活動は全て此窮極目的の爲め管理機制せられ帳簿上、財産の増減變化の形式となつて表現せらる。之れやがて資本の増減過程に通ずるものである。

### 七 帳簿と簿記

帳簿は財産の増減變化を記録する。之は必然反對側に同一數額に於て資本の増減を齎らすものにして、資本と財産とは正負の關係に於て均等に對立する。斯くの如く資本の増減は財産の増減によりて表はさるゝが、他方原因に遡り損益の綜合計算によりても同一結果を算出し得る。全ての企業は一定資本を投下して財産上種々に變化轉々の裡に價值的増殖を計るものなるが、貨幣經濟を基調とする限りに於て、資本は畢竟  $G$  の高であるから、當然  $G = W - G$  の過程の記録たることとなる。之には常に資本と財産の對立あり、而して金額的同一數字で均等式に表示せらる。財産は交換價值ある實在の財貨の集積にして資本は其法律的歸屬關係を示す抽象觀念又計算的數額に外ならぬ。換言すれば後者は無形の數額的大さであり、前者は具體的財貨の集積である。資本運用の過程に於て現はるゝ損失及利益は亦計算的數額として資本の系統に屬し、營業期初の  $K$  は營業期間中に生じたる  $V$  (損失) 又は  $G$  (利益) により、期末には左の如く變化す。即ち  $K' = K + G$ 、若くは  $K' = K - V$  となる、而して言ふ迄もなく  $K' = K + G$  である。簿記は財産と資本 (及損益) の對立及交互作用を記録して企業の實體及推移を數理的に表示する作用をなす。此意味に於て簿記は一面資本の循環記録 Kreislauf des K. とすふも大過はない。帳簿は簿記的技術に依る記帳の對象物であり、簿記は

帳簿作成の爲め的手段方法である。商法上要求せらるゝ財産的變動の真相は此簿記技術的約束を前提として初めて把握せらるゝものである。

(註) 今日商業社會に慣行せらるゝ資本と財産の表裏照應の關係を記録する所謂複式簿記とは之を約言すれば企業の開始より終了に至る迄の資本及財産の狀態並に其増減變化を勘定なる特殊形式に依る金銭的價值計算の記録である。法は勘定科目に何等言及せず、勘定形式によるは單なる便宜にして絶対必要の事ではなからず (Rehm, Bilanz u. der Aktiengesellschaften S. 139)。獨商法は ordnungsmässig たるを要すとあるが、之も勘定形式の特別技術的機構を要する趣旨ではなからず。明文なき我國に於ては勿論である。

近世取引範圍の擴大、經濟機構の精緻複雑を加ふるに従ひ、其財政記録と簿記技術に異常の進歩を遂げ、所謂複式簿記方法は企業の構成分子たる財産資本は素より、之に變化を與ふる無形の因子たる損益項目等迄全て勘定科目を以て左右欄に仕譯記入し、尨大複雑なる取引を賃借なる一定形式に簡易化して表示する。之は甚しく技巧的であるが、實は深く現實の經濟現象を洞察したる結果に外ならぬ。凡て企業は數學的金額的に觀察すれば絶えざる入と出の連續であり、財産と資本、資産と負債、損失と利益等經濟的性質の異なるによりて各種の對立項目を按梅規整して成れるもので、斯くして單なる技術を超えて、廣汎複雑なる經濟現象を鳥瞰圖的に把握し得るのである。(Reisch-Kreibitz, Geleitwort)

47

されば技術的方面の十分なる熟達なくして會計理論は徒らに空理に走り眞に根柢ある理論構成に達するを得ない。シュマンレンバッハ一派の動的貸借對照論、シュミット一派の有機的貸借對照論の理論的に頗る卓見を含むに不拘、實際的適用に難關ある如きは其一例である。(Wieland, I. S. 304)

併し帳簿記入は結局複雑なる成果計算及財産状態確知の爲めの手段に過ぎない。手段の爲め目的を没却することあつてはならぬ。帳簿の内容殊に最も重要な核心たる可き貸借対照表項目及其評價原則は、前者の經營經濟的立場及び後者の法律的立場を考慮し規整せらる可きである。之を簿記技術的 buchführungstechnisch に決定し得るとなす有名なレーム説 (Rehm, Bilanzen d. AG. Vorwort S.V) の如きは簿記過重の弊に陥れるものと云はざるを得ない。

(Wieland a. a. O. Anm. 24) 例へば複式機構説明の爲め營業を營業者と看做す所謂擬人的勘定學説が行はるゝが素より本來便宜の爲めの手段であるから、之より直に法律上及實質上の結論を導き出すは甚しく危険である。曩にシモンが Prinzip der Personifikation 擬人法は實は Prinzip 原理に非ずして原理の説明方法に過ぎずと喝破せる所以を味得す可し (Simon, S. 65)。

尙顯著なる例として貸借対照表上の貸借が單に元帳貸借欄の轉記による勘定口座にして計算的抽象觀念たるを忘れ、之を實體的財産及負債と誤想し、英國流の所謂資産負債 Assets & Liabilities を字義通りに解釋するが如き法律學者の最も陥り易き謬見である。 (derselbe, S. 87)